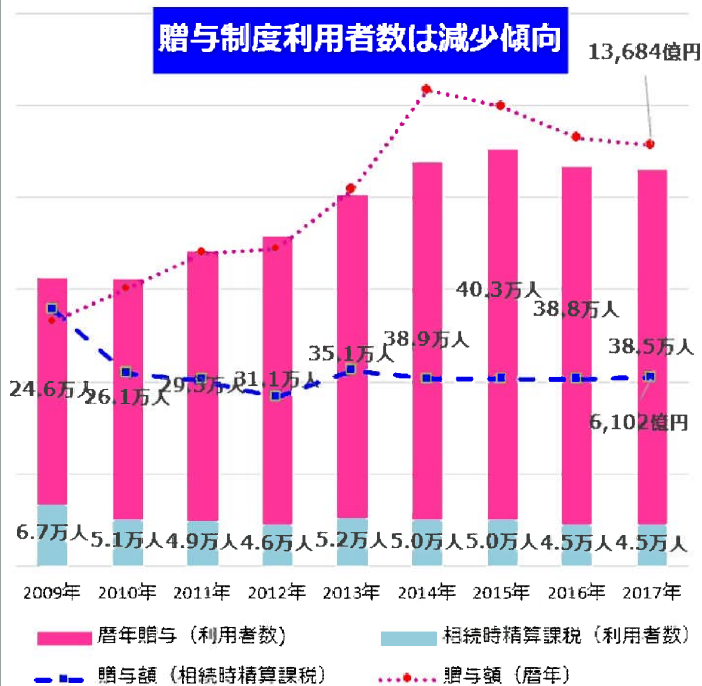


今年もそろそろ“贈与”を考えよう！

●贈与制度利用者数は減少傾向！

2017年中に暦年贈与の贈与税申告した人は38万5,000人で贈与総額は1兆3,684億円（平均355万円）、相続時精算課税の贈与税申告した人は約4万5,000人で贈与総額6,102億円でした。贈与申告者数は年々減少傾向にあります。

団塊の世代を中心とした祖父母世代の高齢化で、贈与利用者数はさらに減っていくと見込まれます。



●2年延長となった教育資金贈与制度

教育資金1,500万円までを非課税で贈与できる制度は、改正の上2021年3月末まで期限延長に！制度開始以来、22万人強へ1兆5,874億円が贈与されています（1人当たり平均720万円）。

教育資金贈与信託の利用状況

信託時期（贈与の時期）	贈与を受けた人数	贈与金額（億円）	1人当たり平均贈与額（万円）
2013年9月まで	41,192	2,663	646
2014年9月まで	48,312	3,384	700
2015年9月まで	53,097	3,565	671
2016年9月まで	29,257	2,005	685
2017年9月まで	18,785	1,503	800
2018年9月まで	15,881	1,398	880
2019年3月まで	14,074	1,356	963
合計	220,598	15,874	720

◆ 改正点はここだ！ ◆

★高所得者の子や孫は利用できない！

前年の合計所得1,000万円超の子や孫は、この特例を使うことができなくなりました。

★23歳以上になると習い事に使えない！

ピアノやピアノなど習い事に使えるのは22歳になるまで。それ以降は認められなくなります。

★3年以内に祖父母が亡くなると相続税の対象に！

もし贈与から3年以内に贈与者が死亡すると、3年以内生前贈与があったものとして相続税の対象となります（ただし、死亡日に子、孫が23歳未満、在学中なら課税なし）。

若干使いにくくなったものの、1,500万円の財産減らし効果も確実！

生まれただけの子、海外留学を希望する孫への贈与など、活用余地はまだありそうです。

●住宅贈与資金は最大3,000万円に拡大！

10月からの消費税増税で、住宅取得資金贈与の非課税枠は省エネ住宅で最大3,000万円に拡大され、注目されています。

住宅取得資金の贈与の非課税限度額(消費税10%)

契約締結時期	省エネ住宅	その他住宅
2019年4月～2020年3月	3,000万円	2,500万円
2020年4月～2021年3月	1,500万円	1,000万円
2021年4月～2021年12月	1,200万円	700万円

2017年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人は5万8,654人で、贈与資金の総額は4,999億円にも上っています。このうち、非課税制度の適用を受けた額は4,580億円でした。一人当たり換算では852万円で、うち非課税制度の適用分は781万円ということに…。



●贈与にならない援助の方法も



親が子の教育費を負担しても、扶養行為とされ贈与になりません。祖父母の場合も孫の扶養義務者にあたり、生活費や教育費を負担しても贈与にはあたりません。

●授業料や入学金を学校へ送金する

●ピアノのレッスン料を口座振替で負担する

●結婚のとき家具、寝具、家電製品などを買う

どれも贈与税の対象にならないようにするには、やり方が肝心！贈与する側は直接費用負担にすることがポイントです。

また贈与には、“贈与する”という本人の意思が必要！判断能力が疑われる状態になれば贈与もできなくなります。

贈与は、“お元氣なうちに！”をお忘れなく！